



佐賀県公報

平成19年
3月2日
(金曜日)
第12873号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則 (三・用度管財課) 一

告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の同意の適合 (九六・生産者支援課) 三

○道路の区域の変更 (九七・道路課) 三

公 告

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則(規則第三号)

- 1 公共事業の事業用地提供者が代替地を取得する場合においては、代替地提供者から県への所有権移転登記を経て、事業用地提供者へ所有権移転登記をすることが必要となったため、所要の改正を行うこととした。(第三条関係)
- 2 行政財産の使用について、使用許可期間が満了する前に、使用者が使用中止した場合は、廃止届を提出させることとした。(第九九条関係)
- 3 佐賀県公有財産管理システムの稼動に伴い、財産台帳等の様式を改めることとした。(様式関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第三号

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を削り、「第一条第五号」を「第二条第七号」に改める。

第三条第三項第六号、第七号及び第十号中「用途を廃止した」を「保有する」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 財産管理者は、使用許可期間が満了する前に当該使用者が財産を使用しなくなつた場合は、速やかに行政財産使用廃止届(別記様式第十号の二)を提出させなければならない。

第三十三条を次のように改める。
(使用許可等の台帳)

第三十三条 財産管理者は、次の各号に掲げる行為を行つたときは、それぞれ当該各号に掲げる台帳を作成しなければならない。

一 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付契約 行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳(別記様式第二十二号)

二 土地又は建物の借受け 土地建物借受台帳(別記様式第二十二号の二)

三 普通財産に対する私権の設定 普通財産私権設定台帳(別記様式第二十二号の三)

第三十四条の前の見出しを「財産台帳及び履歴台帳」に改め、同条第一項中「その所管の」を「次の各号に掲げる」に、「財産台帳(別記様式第二十三号の一から同号の十まで)」を「それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 土地 別記様式第二十三号の一及び様式第二十三号の二
 - 二 建物 別記様式第二十三号の三及び様式第二十三号の四
 - 三 工作物 別記様式第二十三号の五及び様式第二十三号の六
 - 四 立木 別記様式第二十三号の七及び様式第二十三号の八
 - 五 船舶 別記様式第二十三号の九及び様式第二十三号の十
 - 六 用益物権 別記様式第二十三号の十一及び様式第二十三号の十二
 - 七 無体財産権 別記様式第二十三号の十三及び様式第二十三号の十四
 - 八 有価証券その他 別記様式第二十三号の十五及び様式第二十三号の十六
- 第三十四条第二項を削り、同条第三項中「前各号」を「前項」に改め、「地上権、地役権その他の」を削り、同項を同条第二項とする。
- 第三十五条中「財産台帳を作成し、その副本を用度管財課長に送付しなければならない」を「財産台帳及び履歴台帳を作成しなければならない」に改める。
- 第三十九条第一項を次のように改める。
- 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について異動が生じたときは、直ちに財産台帳及び履歴台帳を修正し、それぞれ当該各号に掲げる様式により用度管財課長に通知しなければならない。
- 一 土地 別記様式第二十五号
 - 二 建物 別記様式第二十五号の二
 - 三 工作物・船舶 別記様式第二十五号の三
 - 四 立木 別記様式第二十五号の四
 - 五 用益物権、無体財産権、有価証券その他 別記様式第二十五号の五
- 第三十九条第二項中「地上権、地役権その他の」を削る。
- 様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第10号の2 (第19条関係)

行政財産使用廃止届

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

届出人 氏名

㊟

1 使用目的

2 使用物件

(1) 所在地

(2) 明細

(土地の地番、地目及び地積又は建物の構造、種類及び面積等)

3 使用の廃止の時期 年 月 日

注1 行政財産使用廃止届には、許可指令書の写しを添付すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号 (第33条関係)

行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳

財産管理者	関係課等名
-------	-------

名称 (整理 番号)	土地 建物 区分	貸付先 区分	許可受者(借受者)		使用目的(区分) 使用目的(内容)	使用許可 (貸付) 期 間	使用(貸付) 面 積 (㎡)	使用(貸付) 料 (円)	減 免	減免根拠	備 考
			住 所	氏 名							
						～					
						～					
						～					

様式第二十二号の次に次の二様式を加える。

様式第22号の2 (第33条関係)

土地建物借受台帳

財産管理者	関係課等名
-------	-------

明細番号	土地建物 区分	借受 区分	所在地		数 量 (㎡)	現借受 契約期間	使用目的	借 受 料 (円)	備 考
			所 在 地	所 有 者 氏 名					
						～			
						～			
						～			

様式第22号の3 (第33条関係)

普通財産私権設定台帳

財産管理者	関係課等名
-------	-------

明細番号	土地建物 区分	私権設定 元区分	所在地		数量 (㎡)	現私権設定 期間	私権設定の目的	私権設定料 (円)	備考
			所	在 地 私権設定者氏名					
						～			
						～			
						～			

様式第二十三号の一から様式第二十三号の十までを次のように改める。

様式第23号の9 (第34条関係)

財産台帳 (船舶)

名称	整理番号	関係課等名
財産管理者		

明細番号	名称	船体材料			船体製造者	備考
		長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)		
	用途	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	船体製造者	
	船籍港				竣工年月日	
	登録年月日				進水年月日	
	登録番号	速力 (ノット)			取得年月日	
	種目	出力 (ps)				
	現在価格 (円)	数 (t)				
主機の種類・形式						

様式第二十三号の十の次に次の六様式を加える。

様式第23号の11(第34条関係)

財産台帳(用益物権)

名称	整理番号	関係課等名
財産管理者		

明細番号	種目	所在	土地所有者の住所・氏名		存続期間	数量	価格(円)	登記年月日		備考
								取得年月日		
					～					
					～					
					～					

様式第23号の13 (第34条関係)

財産台帳 (無体財産権)

名称	整理番号	関係課等名
財産管理者		

明細番号	種目	名称	登記年月日	出願年月日	存続期間	取得年月日	価格(円)	実施権・出版権等
			登録番号	出願番号				
					～			
					～			
					～			

様式第23号の15 (第34条関係)

財産台帳 (有価証券その他)

名称	整理番号	関係課等名	財産管理者

明細番号	種 日	数 量	価 格 (円)	備 考

様式第二十四号中「財産管理事務取扱者」を「財産管理者」に改める。
様式第二十五号を次のように改める。

様式第二十五号の次に次の四様式を加える。

船舶	立木	電話線路	メートル	線、電信水底線等を含む。
汽船	樹木	電力線路	メートル	電話架空線、電話架空ケーブル、電話地下線、電力水底線等を含む。
帆船	立木	電力架空線	メートル	電力架空線、電力地下線、電車架空線等を含む。
作業船	立方メートル	気送管路	メートル	一式をもつて一個とする。
	トル	無線電信柱	個	燈台をもつて一個とする。
	隻、屯	燈台	個	燈台をもつて一個とする。
	(総屯数)	望楼	個	定置式のものにつき、一式をもつて一個とする。
	隻	起重機	個	一式をもつて一個とする。
		昇降機	個	浮ドックをもつて一個とする。
		ドック	個	浮ドックをもつて一個とする。
		竈及びろ	個	溶鉱ろ、反射ろ、結晶ろ、真鍮ろ等の各一式をもつて一個とする。
		原動装置	個	発電装置、発動装置、気罐ガス発生装置等の各一式をもつて一個とする。
		変電装置	個	変流装置、変圧装置、蓄電装置等の各一式をもつて一個とする。
		電動装置	個	電動装置、シヤフチング等の各一式をもつて一個とする。
		作業装置	個	除じん装置、噴霧装置、製塩装置等の各一式をもつて一個とする。
		諸標	個	浮標、立標、信号標識等の各一箇所をもつて一個とする。
		雑工作物	個	他の種目に属しない工作物を包括し、各一箇所をもつて一個とする。
		立木	個	庭木その他材積を基準としてその価格を算定し難いもの。ただし、苗畑にあるものを除く。材積を基準としてその価格を算定するもの。
		汽船	隻	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。
		帆船	隻	補助機関を備えるものを包括する。
		作業船	隻	しゆんせつ船、起重機船、砕岩船、発電船、コンクリート混合船、土運船、杭打船及びは

<p>○ 告 示</p> <p>●佐賀県告示第九十六号</p> <p>次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。</p> <p>平成十九年三月二日</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>雑船</td> <td>平方メートル</td> <td>しけを包括する。</td> </tr> <tr> <td>地上権</td> <td>平方メートル</td> <td>他の種目に属しない船舶を包括する。</td> </tr> <tr> <td>地役権</td> <td>トル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱業権</td> <td>トル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>トル</td> <td>他の種目に属しない用益物権を包括する。</td> </tr> <tr> <td>無体財産権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実用新案権</td> <td>件</td> <td>他の種目に属しない無体財産権を包括する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>株</td> <td>特別の法令により、法人の発行する債券及び社債等登録法(平成十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含む。</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>株</td> <td>他の種目に属しない有価証券その他を包括する。</td> </tr> <tr> <td>社債券</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債証券</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債証券</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出資による権利</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>株</td> <td></td> </tr> </table>	雑船	平方メートル	しけを包括する。	地上権	平方メートル	他の種目に属しない船舶を包括する。	地役権	トル		鉱業権	トル		その他	トル	他の種目に属しない用益物権を包括する。	無体財産権	件		特許権	件		著作権	件		商標権	件		実用新案権	件	他の種目に属しない無体財産権を包括する。	その他	株	特別の法令により、法人の発行する債券及び社債等登録法(平成十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含む。	有価証券	株	他の種目に属しない有価証券その他を包括する。	社債券	株		その他	株		国債証券	株		地方債証券	株		出資による権利	株		受益証券	株		その他	株	
	雑船	平方メートル	しけを包括する。																																																								
地上権	平方メートル	他の種目に属しない船舶を包括する。																																																									
地役権	トル																																																										
鉱業権	トル																																																										
その他	トル	他の種目に属しない用益物権を包括する。																																																									
無体財産権	件																																																										
特許権	件																																																										
著作権	件																																																										
商標権	件																																																										
実用新案権	件	他の種目に属しない無体財産権を包括する。																																																									
その他	株	特別の法令により、法人の発行する債券及び社債等登録法(平成十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含む。																																																									
有価証券	株	他の種目に属しない有価証券その他を包括する。																																																									
社債券	株																																																										
その他	株																																																										
国債証券	株																																																										
地方債証券	株																																																										
出資による権利	株																																																										
受益証券	株																																																										
その他	株																																																										

佐賀県知事 古川 康

区 域	区 分
唐津市第四	吾智網漁業

◎佐賀県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月二日から平成十九年四月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年三月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字糸岐字川南一五三九番五地先から 藤津郡太良町大字糸岐字川南一五五八番一二地先まで	後	一五・八 、 一一・九	九七・六
		前	一五・〇 、 一〇・八	九七・六

○ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	神埼市神埼町鶴字秀鶴1022番9	平成19年 2月15日	4.04~6.03 (4.04~6.00)	80.19

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷